

南九州市分別収集計画
(第 11 期)

令和 8 年 4 月～令和 13 年 3 月

令和 7 年 8 月

南九州市

【 目 次 】

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7	分別をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量, 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量, 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境を創造するためには、まずこれまで繰り返してきた大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした社会経済・ライフスタイルを見直し、環境への負荷の軽減を図りつつ、持続可能な廃棄物の完全な循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市は、平成 19 年 12 月 1 日に穎娃町、知覧町、川辺町の 3 町が合併し「南九州市」として誕生した。

一般廃棄物については、市単独での取り組みではなく近隣市で構成する広域組合で処理しており、南九州市内においては、穎娃地域は指宿広域市町村圏組合に加盟し、知覧、川辺地区においては、南薩地区衛生管理組合に加盟しているという形態となっている。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっているが、本市の穎娃地域分については、以前は県外への搬出が行っていたが、平成 25 年度に同地区内に管理型最終処分場が完成し、焼却残渣の処分を行っている。知覧・川辺地域分については、南薩地区衛生管理組合の内鍋清掃センターと川辺清掃センターを閉鎖し、令和 6 年 9 月から新ごみ処理施設「なんさつ ECO の杜」が本格稼働した。稼働に合わせて、市内ごみ収集区分の統一化を図った。両組合の最終処分場の残余期間もそう長くはない状況にある。ごみの減量化が最大の課題である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ ごみの排出抑制，リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減
- ・ 質の高い分別による資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は，令和8年4月を始期とする5か年とし，令和10年度に見直しをする。

4 対象品目

本計画は，容器包装廃棄物のうちスチール製容器，アルミ製容器，ガラス製容器（無色，茶色，その他），飲料用紙容器，段ボール，紙製容器包装，ペットボトル，プラスチック製容器包装，白色トレイ，製品プラスチックを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
容器包装廃棄物	630	617	604	591	579
製品プラスチック	158	154	151	148	145

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお，実施にあたっては市民，事業者，再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し，相互に協力・連携を図ることが重要である。

① 環境教育，啓発活動の充実

南九州市衛生自治団体連合会と連携し，市民，事業者に対し，ごみの排出量，処理経費，ごみの適正処理などの情報を示し，理解と認識を深めてもらう。また，出前講座などにより，学校や子ども会などの教育現場や老人会，女性会その他のグループに対して，ごみの排出抑制，分別排出の大切さなどの普及に関する啓発活動を積極的に進める。

② 過剰包装の抑制物

簡易包装について商工会等に要請すると共に，住民にも簡易包装の協力を呼びかけスーパーマーケット等小売店での包装の簡素化を推進する。

③買い物袋持参の徹底

レジ袋等の使用を抑制するため、買い物袋持参の啓発、指導を行い、スーパーマーケット等の小売り包装の抑制を行う。

④再生資源の活用

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用を促す。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、南九州市が有する処理施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		空き缶	施設選別
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色透明びん	
	茶色のガラス製容器	茶色びん	
	その他のガラス製容器	その他の色びん	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		紙パック	
主として段ボール製の容器		ダンボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他の紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		白色トレイ・発砲スチロール	
		容器包装プラスチック	
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの		製品プラスチック	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物^{※1}ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量^{※2}及び製品プラスチックの量の見込み

(第8条第2項第4号)

単位：t

	R 8年度		R 9年度		R10年度		R11年度		R12年度	
主としてスチール製の容器	17.0 t		16.0 t		16.0 t		16.0 t		15.0 t	
主としてアルミ製の容器	38.0 t		37.0 t		37.0 t		36.0 t		35.0 t	
無色のガラス製容器	(合計)									
	43.0 t		42.0 t		41.0 t		41.0 t		40.0 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	43.0 t	0.0 t	42.0 t	0.0 t	41.0 t	0.0 t	41.0 t	0.0 t	40.0 t	0.0 t
茶色のガラス製容器	(合計)									
	56.0 t		55.0 t		54.0 t		53.0 t		52.0 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	56.0 t	0.0 t	55.0 t	0.0 t	54.0 t	0.0 t	53.0 t	0.0 t	52.0 t	0.0 t
その他のガラス製容器	(合計)									
	13.0 t		13.0 t		13.0 t		13.0 t		12.0 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	13.0 t	0.0 t	12.0 t	0.0 t						
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3.0 t									
主として段ボール製の容器	51.0 t		50.0 t		49.0 t		48.0 t		47.0 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	13.0 t		12.0 t		12.0 t		12.0 t		12.0 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0.0 t	13.0 t	0.0 t	12.0 t						
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)									
	79.0 t		78.0 t		76.0 t		74.0 t		73.0 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0.0 t	79.0 t	0.0 t	78.0 t	0.0 t	76.0 t	0.0 t	74.0 t	0.0 t	73.0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)									
	211.2 t		206.9 t		202.5 t		198.2 t		193.9 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	206.5 t	4.7 t	202.3 t	4.6 t	198.0 t	4.5 t	193.8 t	4.4 t	189.6 t	4.3 t
(うち白色トレイ)	(合計)									
	4.7 t		4.6 t		4.5 t		4.4 t		4.3 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0.0 t	4.7 t	0.0 t	4.6 t	0.0 t	4.5 t	0.0 t	4.4 t	0.0 t	4.3 t
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計)									
	21.6 t		21.1 t		20.7 t		20.2 t		19.8 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	0.0 t	21.6 t	0.0 t	21.1 t	0.0 t	20.7 t	0.0 t	20.2 t	0.0 t	19.8 t

※1：特定分別基準適合物とは、「無色のガラスびん」、「茶色のガラスびん」、「その他の色のガラスびん」、「PET ボトル」、

「紙製容器包装」、「プラスチック製容器包装」の個々の分別基準適合物を指す場合に使用する。

※2：スチール缶、アルミ缶、飲料用紙パック、段ボールのこと

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量，容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

令和6年度から分別基準の市内統一化を図ったこと及びなんさつECOの杜稼働により，資源ごみについては，委託収集事業者による収集及び中間処理・保管を経て容器包装リサイクル協会や他のリサイクル事業者に引き渡すこととした。そのため，前年度までの収集量と引渡に大きな乖離が生じる状況となった。

見込み量の算定にあたっては，分別区分統一後の収集実績と季節における若干の差異を見込み，さらに下記表の推計人口を用いて見込み量を算出した。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画書推計人口（人）	31,093	30,042	29,427	28,812	28,197	27,582
対前年度比（％）	100.00	96.02	94.64	92.66	90.69	88.71
※令和7年度の人口は，令和7年4月1日時点の実数						
※令和8年度以降の人口は，市廃棄物処理基本計画などに用いている将来推計人口数。						

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は，現行のステーション方式による収集体制を継続して実施する。

【分別収集の実施主体】

容器包装廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管等 段階
缶	スチール	空き缶	市の委託業者による定期収集	市営ごみステーション 又は 市の委託事業者
	アルミ			
びん	無色のガラス製容器	無色透明びん		
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他の色びん		
紙	飲料用紙製容器	紙パック		
	段ボール	ダンボール		
	その他の紙類	その他紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック	白色トレイ・発砲スチロール		
		容器包装プラスチック (プラマークのあるもの)		
	製品プラスチック (プラマーク表示がなく，プラスチックのみでできたもの)			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

資源ごみについては、市民の排出段階で徹底した分別排出を行い、市の委託する収集運搬業者による収集・中間処理（選別・圧縮など）後に容器包装リサイクル協会やその他リサイクル事業者に拠出する。

【分別の用に供する施設計画】

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理 保管
スチール	空き缶	指定袋	平ボディ トラック	市の委託事業者
アルミ				
無色のガラス製容器	無色透明びん			
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	その他の色びん			
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで縛る	平ボディ トラック	
段ボール	ダンボール			
その他の紙類	その他紙製容器包装			
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	又は パッカー車	
その他のプラスチック	白色トレイ・発砲スチロール			
	容器包装プラスチック			
	製品プラスチック			

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

1. 各地区衛生自治団体連合会会員に分別収集に関する積極的な啓発活動の推進
2. 市内の店舗に分別用回収箱設置の依頼
3. 自治会や学校における環境学習会の実施
4. 自主的な地域リサイクル活動の推進

【排出抑制のための役割分担】

(1)市民の役割

- ①ライフスタイルの見直し
 - ・環境問題を意識した購買
 - ・物を大切に作る心がけ
 - ・不用品の有効利用
- ②ごみの減量化・リサイクルに適した商品の購入
 - ・使い捨て商品の使用自粛
 - ・再生利用拡大
 - ・エコマーク商品等の利用
- ③簡易包装に対する協力
 - ・簡素な包装の商品選択
 - ・紙パック・トレイ等の販売店回収への協力
 - ・買い物袋の持参

(2)事業者の役割

- ①流通
 - ・販売段階での簡易包装の推進
 - ・リサイクルしやすい包装資材の使用
 - ・簡易包装の推進
- ②リサイクル型商品や再生品の普及
 - ・減量化・リサイクルに適した商品の積極的な取り扱い
 - ・リサイクル型商品や再生品の積極的な PR
- ③販売した商品の自主回収の促進
 - ・空き缶ポスト等の回収容器の設置
 - ・紙パック等の回収窓口の設置
 - ・家具、家電、自転車等の販売店回収拡大
- ④事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

(3)行政の役割

- ①PR 活動・イベントの実施
 - ・ごみの減量化，リサイクルに関する講演会等の開催
- ②環境教育
 - ・自治会や子ども会等での出前講座の開催
 - ・空き缶回収等の体験学習
- ③ごみ管理の指導
 - ・ごみ分別の徹底指導
 - ・減量化，リサイクル推進体制の充実